

## 提出書類一覧（金融商品取引業者・証券金融・短資会社用）

平成20年6月16日

株式会社ほふりクリアリング

本提出書類一覧には、日本証券クリアリング機構（JSCC）、ほふりクリアリング（JDCC）、日本国債清算機関（JGBCC）の参加者が各清算機関に提出する申請・届出・報告に係る書類のうち、提出窓口をJSCCとする書類を記載しています。

様式	書類名	根拠条項	提出時期	添付書類等	主な関係書類
030	金融商品取引業等の廃止に関する届出書 証券金融会社については金融商品取引法第156条の24第11項に規定する業務、短資会社については同施行令第1条の9第4号に掲げる業務を廃止する場合。	21条3号	廃止しようとする日の30日前までに提出(公告を行ったとき)	1. 取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面(写) 2. 公告の内容(写)	300・301
040	合併届出書（合併消滅会社となる場合）	21条4号	合併しようとする日の30日前までに提出(公告を行ったとき)	1. 合併契約の内容を記載した書面(写) 2. 当事者の取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面(写) 3. 公正取引委員会届出受理書(写) 4. 公告の内容(写)	300・301
050	合併及び破産手続開始の決定以外の事由による解散に関する届出書	21条5号	解散しようとする日の30日前までに提出(公告を行ったとき)	1. 取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面(写) 2. 公告の内容(写)	300・301

様式	書類名	根拠条項	提出時期	添付書類等	主な関係書類
060	分割による事業の全部又は一部の他の会社への承継届出書	21条6号	分割しようとする日の30日前までに提出(公告を行ったとき)	1. 新設分割計画又は吸収分割契約の内容を記載した書面(写) 2. 当事者の取締役会議事録その他必要な手続があったことを証する書面(写) 3. 承継会社の事業報告書等(直近3期及び直近中間期) 4. 承継後の大株主の持株状況を記載した書面(株式の種類ごとに作成してください。) 5. 当事者の概要書(株主総会決議を要しない場合は提出不要) 6. 公正取引委員会届出受理書(写) 7. 公告の内容(写)	010・011・020・021・110・120・121・122・130・140・210・300・301・400・410・430・440・481・487・488・490・491・492・493・520・521・522・523
070	事業の全部又は一部の譲渡届出書	21条7号	譲渡しようとする日の30日前までに提出(公告を行ったとき)	1. 事業譲渡の契約書(写) 2. 当事者の取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面(写) 3. 譲渡の相手方の事業報告書等(直近3期及び直近中間期) 4. 当事者の概要書(株主総括決議を要しない場合は提出不要) 5. 公正取引委員会届出受理書(写) 6. 公告の内容(写)	様式060の主な関係書類と同じ

様式	書類名	根拠条項	提出時期	添付書類等	主な関係書類
080	合併届出書(合併存続会社となる場合)	21条8号	合併しようとする日の30日前までに提出(公告を行ったとき)	1. 合併契約の内容を記載した書面(写) 2. 当事者の取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面(写) 3. 合併後消滅する会社の事業報告書等(直近3期及び直近中間期) 4. 合併後存続する会社の合併時における大株主の持株状況を記載した書面 (株式の種類ごとに作成してください。) 5. 当事者の概要書(株主総括決議を要しない場合は提出不要) 6. 公正取引委員会届出受理書(写) 7. 公告の内容(写)	010・011・020・021・ 110・120・121・122・ 130・140・210・400・ 410・430・440・481・ 487・488・490・491・ 492・493・520・521・ 522・523
090	分割による事業の全部又は一部の他の会社からの承継届出書	21条9号	分割しようとする日の30日前までに提出(公告を行ったとき)	1. 吸収分割契約の内容を記載した書面(写) 2. 当事者の取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面(写) 3. 分割会社の事業報告書等(直近3期及び直近中間期) 4. 承継後の大株主の持株状況を記載した書面 (株式の種類ごとに作成してください。) 5. 当事者の概要書(株主総括決議を要しない場合は提出不要) 6. 公正取引委員会届出受理書(写) 7. 公告の内容(写)	様式080の主な関係書類と同じ
100	事業の全部又は一部の譲受届出書	21条10号	譲受けをしようとする日の30日前までに提出(公告を行ったとき)	1. 事業の譲り受けの契約書(写) 2. 当事者の取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面(写) 3. 譲受けの相手方の事業報告書等(直近3期及び直近中間期)	様式080の主な関係書類と同じ

様式	書類名	根拠条項	提出時期	添付書類等	主な関係書類
				4. 当事者の概要書（株主総括決議を要しない場合は提出不要） 5. 公正取引委員会届出受理書(写) 6. 公告の内容(写)	
120	取締役、会計参与、監査役、執行役又は日本における代表者の新任・退任届出書 証券金融会社、短資会社は、代表権を有する役員及び金融商品取引業に従事する役員に関して提出。	21条12号	変更しようとするとき (事前提出)	1. 履歴書(当社所定又は当社所定の履歴書の内容を充足する他の様式の履歴書) 会計参与が法人の場合には、当該会計参与の沿革を記載した書面 既に提出済の役員及び退任の場合には添付不要 2. 変更後の全役員の氏名・役名を記載した書面[登録申請書別添2(第4面)]等	010・122・410・430・440
121	取締役、執行役又は日本における代表者の役名の変更届出書 証券金融会社、短資会社は、代表権を有する役員及び金融商品取引業に従事する役員に関して提出。			変更後の全役員の氏名・役名を記載した書面[登録申請書別添2(第4面)]等	011・410・430・440
140	業務の内容及び方法の変更等報告書 分別管理の方法を記載した書類についてはJSCC参加者のみ提出。	22条 (6条1項1号)	方法を定めたとき又は変更したとき	1. 新旧対照表 2. 変更後の当該書類(写)	
150	金融商品取引業等の休止・再開報告書 証券金融会社については金融商品取引法第156条の24第1項に規定する業務、短資会社については同施行令第1条の9第4号に掲げる業務を休止・再開する場合。	22条 (6条1項2号)	休止又は再開したとき		
160	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始又は特別清算開始の申立	22条 (6条1項3号)	破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始又は特別清算開始の申立てに係る書面(写)	1. 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始又は特別清算開始の申立てに係る書面(写)	

様式	書類名	根拠条項	提出時期	添付書類等	主な関係書類
	てに関する報告書		算開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき又は行われた事実を知ったとき	2. 最近の日計表	
170	支払不能(支払不能となるおそれ)に関する報告書	22条 (6条1項4号)	支払不能となり又はそのおそれがあるとき		
180	純財産額に関する報告書(金融商品取引業者(内国法人)・証券金融会社・短資会社) 証券金融会社・短資会社は純資産額。	22条 (6条1項5号)	純財産額が参加者資格ごとに定めた基準を下回ることとなった場合 【JSCC参加者】 (自社清算参加者) 3 億円 (他社清算参加者) 200 億円 【JDCC参加者】 3 億円 【JGBCC参加者】 (自社清算参加者) 10・50 億円 (他社清算参加者) 200 億円 (親会社特例) 10 億円 (仲介業者特例) 10・25 億円	1. 純財産額が当該報告基準を下回ることとなった経緯 2. 業務又は財産の状況を説明した書類 3. 純財産額が当該報告基準を下回ることとなった日以後の純財産額の推移の見通しを説明した書類 4. 状況を改善する方法を示した計画書	
181	純財産額に関する報告書(金融商品取引業者(外国法人))				
190	資本金の額に関する報告書	22条	取締役会で決議を行ったと	1. 会社の登記事項証明書(写)	

様式	書類名	根拠条項	提出時期	添付書類等	主な関係書類
	(資本金の額が3億円を下回ることとなる場合)	(6条1項6号)	き等(資本金の額が3億円を下回ることとなる決議を行ったとき等)	2.取締役会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面(写) 3.業務又は財産の状況を説明した書類 4.資本金の額が3億円を下回ることとなった経緯 5.状況を改善する方法を示した計画書	
200	自己資本規制比率報告書	22条 (6条1項7号)	自己資本規制比率が参加者資格ごとに定めた基準を下回ることとなった場合 【JSCC参加者】 (自社清算参加者) 140% (他社清算参加者) 200% 【JDCC参加者】 120・140% 【JGBCC参加者】 140・200%	1.自己資本規制比率が当該報告基準を下回ることとなった経緯 2.自己資本規制比率に関する届出書及び添付書類(写) 3.業務又は財産の状況を説明した書類 4.自己資本規制比率が当該報告基準を下回ることとなった日以後の自己資本規制比率の推移の見通しを説明した書類 (自己資本規制比率が120%を下回ったとき) 5.状況を改善する方法を示した計画書	
202	総株主の議決権の過半数の一の個人又は他の一の法人等による保有に関する報告書	22条 (6条1項8号の2)	議決権の過半数が一の個人又は他の一の法人その他の団体によって保有されることを知ったとき	(特定の個人によって過半数の議決権を保有されることとなる場合) 1.議決権を保有する個人の職業及び居所を記載した書類 (特定の法人その他の団体によって過半数の議決権を保有されることとなる場合) 1.議決権を保有する法人等の業務の概要を記載した書類 2.議決権を保有する法人等及びその主要株主の保有する議決権の総数を記載した書類	210

様式	書類名	根拠条項	提出時期	添付書類等	主な関係書類
210	大株主の変更に関する報告書	22条 (6条1項8号)	大株主上位10名に関し変更があったとき(発行する株式の種類ごとに順位若しくは所有株式数又は議決権の割合の1%以上に変更があったとき)	1. 異動前後の大株主一覧表(当社所定又は当社所定の大株主一覧表の内容を充足する他の書式の大株主一覧表)の種類の種類ごとに作成してください。 2. グループ構成図(外国法人の場合) 3. 大株主の概要書(過半数の株式を特定の大株主が所有することとなる場合)	202
220	聴聞に関する報告書	22条 (6条1項9号)	聴聞を受けたとき	1. 聴聞の通知(写) 2. 聴聞調書(写)又は陳述書(写)等	
221	弁明に関する報告書		弁明の機会を付与されたとき	1. 弁明の機会の付与の通知(写) 2. 弁明書(写)	
222	処分、処罰に関する報告書		処分、処罰を受けたとき	処分通知書(写)等	
230	指定市場開設者への加入・脱退等報告書	22条 (6条1項10号)	加入、脱退、取引資格を取得又は取引資格を喪失したとき	加入(脱退・取得・喪失)承認通知書(写)	
240	役員・主要株主の受けた刑事罰に関する報告書	22条 (6条1項11号) (6条1項12号)	刑事罰を受けたとき	1. 起訴状(写) 2. 確定判決書(写)、略式命令書(写)又は判決の内容を記載した書面	
241	役員・主要株主の受けた後見開始の審判、保佐開始の審判又は破産手続開始の決定に関する報告書		後見開始の審判、保佐開始の審判又は破産手続開始の決定を受けたとき	1. 後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面 2. 破産手続開始の決定等に関する通知書(写)又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面	
242	役員・主要株主の取消命令又は解任命令に関する報告書		取消命令又は解任命令を受けたとき	当該法令とその訳文(外国の場合のみ)	
250	民事事件に関する報告書(訴えの提起等)	22条	訴えの提起をされたとき	訴状(写)等	

様式	書類名	根拠条項	提出時期	添付書類等	主な関係書類
	JSCC・JDCC参加者は訴訟の目的の価額等が3億円以上、JGBCC参加者は10億円以上の場合に報告。	(6条1項13号)	調停の申立てをされたとき	調停申立書(写)等	
251	民事事件に関する報告書(判決等)		判決等があったとき	判決書(写)又は和解調書(写)等	
	JSCC・JDCC参加者は訴訟の目的の価額等が3億円以上、JGBCC参加者は10億円以上の場合に報告。		調停事件が解決したとき	調停調書(写)等	
252	関係会社に関する報告書	22条 (6条1項14号)	関係会社に関する報告書を作成したとき	関係会社に関する報告書	
260	モニタリング調査表(注2)(金融商品取引業者) Sheet1及び2を提出。	22条 (6条1項15号)	毎翌月20日まで		
270	事業報告書等	22条 (6条1項16号、同条2項)	<b>【金融商品取引業者】</b> 事業報告書 6月下旬頃 <b>【証券金融会社】</b> 事業報告書 6月下旬頃 中間決算状況表 12月下旬頃 <b>【短資会社】</b> 業務報告書 事業年度末日の3か月後頃	<b>【金融商品取引業者】</b> 事業報告書、計算書類に係る監査報告書 <b>【証券金融会社】</b> 事業報告書又は中間決算概況表 計算書類に係る監査報告書 <b>【短資会社】</b> 業務報告書、計算書類に係る監査報告書	
280	決算概況表又は中間決算概況表	22条 (6条1項17号)	毎年5月初旬、11月初旬		

様式	書類名	根拠条項	提出時期	添付書類等	主な関係書類
285	金融商品取引法第49条の3第1項に規定する貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類	22条 (6条1項18号)	作成の都度	外国法人である金融商品取引業者のみ提出	

注1. 根拠条項欄に「条項」又は「 」を記載した書類が、提出窓口がJ S C C (〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町2-1 東証本館5階)となる書類です。同欄に記載する条項は「業務方法書」(括弧内の条項は「業務方法書の取扱い」となります(同欄に「 」と記載する書類は、実務上の観点から提出いただくものです。))

注2. 260及び261については、報告書類フォーマットはありません。

注3. 「主な関係書類」欄には、各申請・届出・報告に関連し、提出の必要が発生すると思われる書類を列挙していますが、提出事由に該当しない場合には提出の必要はありません。

(提出先)  
 (株)日本証券クリアリング機構 リスク管理グループ  
 TEL 03-3665-1396